

第6章 基本目標ごとの取組

1. 子どもと親の健康を守る

母子保健は未来を担う子どもたちの生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。切れ目のない、妊産婦・乳幼児への保健医療サービスの提供、妊婦に対する妊娠・出産・育児の各専門家の相談受付体制、出産後の育児の相談体制など、引き続き安心して妊娠・出産できる環境の確保・整備を推進します。

(1) 妊娠から子育てまでの相談体制の充実

〔 現状と課題 〕

妊娠中の母体および胎児の健康と安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

妊娠から子育てまでの相談体制を一層充実することで、子どもと親の健康を守っていくことにつなげます。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
1	子育て世代包括支援センター事業	利用者支援員（保健師等）が、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を受け、一人ひとりの家庭の実状に合わせた支援プランを作成し、必要に応じて関係機関につなぐ等支援を行います。 また、孤立しがちな子育てに対して、妊婦や生後間もない乳児やお母さんが集い、子育てについての相談や交流の場となるママカフェを開催します。	こども課
2	妊産婦訪問事業 こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児全戸訪問事業)	(妊婦・産婦訪問) ハイリスク妊産婦(望まない妊娠、高齢・若年妊婦等)、希望する妊産婦に訪問指導を行います。 (新生児・乳児家庭訪問) こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児全戸訪問事業)として概ね4か月までの全乳児を対象に助産師または保健師が訪問指導を行います。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

NO.	事業名	取組内容	担当課
3	妊婦相談	月1回、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等で妊娠・出産・育児に関する個別の相談を受けます。	こども課
4	乳幼児相談	保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による相談事業を毎月開催します。 内容は、身長・体重・頭囲計測、保健・栄養・歯科指導等です。 開催月によってはスキンタッチ教室や読み聞かせ等も行っています。 愛育会「のびのび広場」では、子どもが安全に遊べるスペースを設置しています。	こども課
5	両親学級	日曜日に、助産師・保健師・管理栄養士による両親学級を年3回（2回コース）開催します。 妊娠・出産・赤ちゃんのお世話について健康教育を行っています。	こども課
6	こども相談	子ども女性相談センター児童福祉司による相談事業を年12回実施します。 対象は、養育上支援の必要がある家庭、発達障がいがある等発育面に気にかかることがある児、育児不安の強い保護者等です。	こども課
7	すくすく相談	言語聴覚士が、子どもの発達や子育ての悩み等について、発達検査を行い、対応方法の助言を行います。	こども課
8	巡回相談	言語聴覚士及び保健師が町内保育所等を巡回し、児の集団生活での困りごとに対して助言を行います。	こども課
9	産後ケア事業	産婦の育児不安軽減や産褥期の健康保持を図ることを目的に、医療機関や助産所等と連携し、母子の心身の状態に応じた保健指導や育児に関する指導・相談等を行います。 (宿泊型、日帰り型、訪問型)	こども課

(2) 母子保健施策の推進

〔 現状と課題 〕

母性は、すべての児童が健やかに生まれ、かつ育てられるための基盤として、その尊重、保護が必要です。また、乳幼児については、心身ともに健全な人として成長していくために、その健康の保持増進がなされる必要があります。安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない母子保健施策を推進していきます。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
10	母子健康手帳及び母子保健ガイドブック交付	妊娠届出のあった妊婦に、母子健康手帳及び母子保健ガイドブックを交付し、保健指導を行います。	こども課
11	妊婦一般健康診査	妊娠届出のあった妊婦に対して、妊婦一般健診受診票（14 回分）を交付します。	こども課
12	妊婦歯科健康診査	妊娠届出のあった妊婦に対して、妊産婦歯科健診受診票（2 回分）を交付します 令和 6 年度交付対象者から産後 1 年間利用できるよう期間を延長しています。	こども課
13	産婦健康診査	産後 2 週間及び 1 か月の時期に産婦健診を実施します。	こども課
14	新生児聴覚スクリーニング検査	生後 3 か月以内の乳児を対象に、新生児聴覚スクリーニングを実施します。	こども課
15	乳幼児健康診査（個別健診） 1 か月児健康診査 乳児個別健康診査（集団健診） 3 か月児健康診査 1 歳 6 か月児健康診査 3 歳児健康診査 5 歳児健康診査	（個別健診） 令和 6 年度妊娠届出者から、1 か月児健康診査受診票（1 回分）を交付し、費用を公費助成します。 1 歳までの乳児を対象に乳児健診受診票（2 回分）を交付し、費用を公費助成します。 （集団健診） 対象児の年齢、発達段階に応じた検査、診察、保健指導等を実施します。 健診結果により、訪問、各種相談、医療機関・療育機関紹介等を行います。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

NO.	事業名	取組内容	担当課
16	こうのとりサポート事業	令和4年4月より不妊治療に公的医療保険が適用されましたが、保険診療適用後に従来よりも自己負担が増すケースがあることから、不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けられる方の経済的負担軽減のため、治療費の助成を行います。また、不育症に対する治療費助成も併せて行っています。	こども課
17	予防接種	対象者へ個別に予診票を郵送し、案内します。接種方法はすべて医療機関での個別接種です。（契約医療機関であれば、県内で接種可能）	住民健康課 こども課

(3) 小児医療の充実

〔 現状と課題 〕

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりのためには、小児医療の存在は必要不可欠です。小児医療体制の充実を働きかけていくとともに、子育て家庭へ情報提供を行っていく必要があります。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
18	乳幼児医療費助成事業（子育て支援医療費助成事業）	18歳に達した最初の3月31日までの間の子ども（4月1日生まれは前月の末までの属する月の末まで）に対する医療費を助成します。 令和5年8月の町改正により15歳から18歳に医療助成を拡大しました。	こども課
19	小児生活習慣病予防対策事業	小学4年生及び中学1年生を対象とした血液検査の実施や生活習慣アンケート、任意による超音波検査、学校医による健康相談を実施し小児生活習慣病予防の推進を図ります。 また、子どもたちが食や運動の大切さを理解し、健康に対して関心をもつことができるよう教育活動を推進します。	教育総務課

(4) 食育の推進

〔 現状と課題 〕

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の理解と定着を図っていくことが大切です。食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくりの体験活動等を進めていく必要があります。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
20	栄養相談（乳幼児）	乳幼児相談・乳幼児健康診査（集団健診）に来られた方を対象に管理栄養士が栄養相談を行います。	住民健康課 こども課
21	離乳食講習会	乳幼児相談開催時に、離乳食についての講習を実施します。	住民健康課 こども課
22	三木町食生活改善推進協議会による食育	3歳児・5歳児健診受診者や保護者に対して、食育パンフレット等を配布し、朝ごはんや野菜の摂取について声かけを行います。	住民健康課 こども課

2. 子どもの安全を確保する

交通事故や、子どもが犯罪に巻き込まれる事件、突然発生する自然災害など、子どもにまつわる危険は多様です。子どもが安全にかつ安心して地域で育つことができるよう、地域全体で子どもをさまざまな危険から守るための活動が重要となっています。警察をはじめとする関係機関・団体及び地域が一丸となって協力し安全体制・防犯体制・防災体制の環境整備を推進します。

(1) 子育てを支える地域社会の形成

〔 現状と課題 〕

少子化傾向にある中で、子どもや子育て家庭を間近に見たり、自分が子育てに協力したりする機会が急速に減少しています。そのことで、子どもや子育て中の親子に対する接し方がよく分からないという住民も増えてきているようです。

核家族化が進展している現状にあるからこそ、地域と子どもの関わりが一層重要となってきます。

行政としても、地域がどのように子育て中の親子に寄り添えば良いのかを伝えるなど、あらゆる機会を通じて啓発に取り組むことで、地域が赤ちゃんの泣き声や子どもの元気な声を認めることができるような、おおらかな町をつくっていく必要があります。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
23	不審者対策 (1) 校区見守り隊による登下校時の見守り (2) 青色防犯パトロール車による下校時のパトロール (3) 育成補導員による定期的な巡視	不審者対応の冊子「元気キッズの安心宣言ー犯罪から身を守ろうー」を小学校の新入生に配布します。 「子どもSOS」の家、「移動子どもSOS」等の運動を推進します。 青色防犯パトロール車によるパトロールと広報活動を実施します。	少年育成センター
24	青少年の健全育成活動 (1) 補導活動 (2) 相談活動 (3) 広報啓発活動	子ども達の健全育成のため関係行政機関及び関係団体等と連携し、総合的な健全活動に努めます。 特に、「大人が変われば子どもも変わる運動」の一環として「あいさつ・声かけ運動」を中心に育成補導活動に取り組めます。	少年育成センター

NO.	事業名	取組内容	担当課
25	育成補導 (1) 校區別育成補導 (2) 夜間育成補導 (3) イベント補導 (4) 県下一斉補導 (5) 通学列車補導 (6) 特別補導 (7) 子ども安全パトロール	各種団体・関係機関と連携を図り補導活動を行います。	少年育成センター
26	交通安全教室	子ども達の心身の発達に応じ、具体的に繰り返し教えるとともに、実際の行動を通じて「正しい交通ルール」と「安全な動作」を身に付けるよう交通マナーの徹底を図ります。	総務課

(2) 子育てしやすい生活環境の整備

〔 現状と課題 〕

子どもが犠牲になる事件は後を絶たず、安心して子どもだけで外出させることが難しくなっています。安全で安心な子育て環境は、保護者にとって非常に関心が高いと考えられることから、防犯活動を進め、子育てしやすい生活環境を整備していくことが必要です。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
27	交通安全施設整備 (グリーンベルト)	通学路における交通安全対策として町道等にグリーンベルト(車道と路側帯を視覚的に明瞭に区分する路面標示)を整備します。	土木建設課
28	環境整備 (1) カーブミラーの整備 (2) 防犯灯・防犯カメラの整備 (3) 子どもの公園	交通事故防止のため、町道等の交差点やカーブの見通しのよくない箇所の整備を図ります。 防犯灯や防犯カメラの適切な場所への設置の推進及び管理を行います。 子どもたちが安心・安全に遊べる公園施設の改修及び管理を行います。	土木建設課 総務課 こども課 生涯学習課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

(3) 子どもを災害から守るための活動の推進

〔 現状と課題 〕

近年、各地で発生する大規模な災害を見聞きするなかで、子育て中の保護者の災害に対する不安感は増大しています。

一方で、災害に対して大きな不安感を抱えつつも、災害に対する備えをしたり、避難先を確認したりするなどの具体的な行動をするまでには至っていない保護者もいます。災害によって危険な状況におかれても自らの命は自らで守り、適切な避難行動をとることができるよう、平時から災害時を想定した準備を行っていく必要があります。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
29	自主防災訓練	大規模災害を想定した避難訓練を行うことにより、地域における防災組織の活性化を図るとともに、防災意識の向上を図ります。	総務課
30	地域のリーダー育成 (1) 自主防災力レベルアップ講習会 (2) 防災講演会	様々な講習会をとおして、地域における防災力の向上を図ることにより、地域で子どもを守る体制を整えます。	総務課

3. 子どもが健やかに成長する環境をつくる

子どもが健やかに成長するためには、家庭、学校、地域など社会全体で子どもを支えていくことが重要です。子どもの豊かな人間性や思いやりの心を育み、心身ともに健やかに成長できる環境を整備し、子どもの健全育成を推進します。

(1) 学校の教育環境の設備

〔 現状と課題 〕

学校施設の老朽化、耐震化、防災機能強化、多様化する教育活動への対応などの課題が山積しています。これらの諸課題に計画的かつ効果的に対応していく必要があります。子どもたちの安全確保はもちろんのこと、地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策に取り組む必要があります。

学校教育は、子どもの人間形成や、個性の伸長、社会性等の面でも重要な役割を担っています。また就学前における幼児教育は、生涯にわたる人間としての健全な発達の基礎となっています。個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視するとともに、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などの「生きる力」を身につけることが可能な環境を整備する必要があります。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
31	学校評議員制度	外部有識者の助言により、開かれた学校づくりを推進します。	教育総務課
32	学校運営協議会制度	学校と家庭、地域社会との連携・協働により、「地域とともにある学校」づくりを一層推進し、地域の特性を生かした「特色のある教育・学校づくり」を展開します。	教育総務課
33	学校施設の整備	児童生徒の安全かつ適切な教育環境を確保するため、各施設の改修及び整備を行います。特に、各小中学校に I C T (情報通信機器) 環境の整備を推進します。	教育総務課
34	幼小連携事業	幼・小間で交流・情報交換を行い、緊密な連携を図ります。	教育総務課
35	就学前施設再編整備事業	令和4年11月に策定した「三木町就学前施設再編整備方針」に基づき、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、ししの子幼稚園・保育所の認定こども園への移行を令和9年度を目標に準備を進めます。	こども課 教育総務課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

NO.	事業名	取組内容	担当課
36	就学前教育・保育施設整備事業費補助事業	私立保育所等の保育の提供体制の確保をするため、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備します。	こども課

(2) 児童の健全育成

〔 現状と課題 〕

幼児期の異年齢集団による「群れ遊び」は、子どもの心身の発達や社会性を育む土台となる重要な体験です。そして、学童期・思春期において、人間関係の広がりや多様な経験、他世代との交流、居場所の存在などは、子どもから大人へ成長する上で重要な要素です。

子どもが、放課後や週末、長期休暇等において、学校、公民館等の教育施設、地域の自然環境や人的資源を活用して、自主的に参加し、自由に遊び、地域の様々な人達と交流できる居場所づくりを進めます。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
37	環境浄化活動	白ポストによる有害図書・ビデオ・DVD等の回収・廃棄処分。書店、量販店、コンビニ等への環境浄化の協力依頼。無人駅・公園・地下道等の環境整備のため、各種団体との連携及び推進を図ります。	少年育成センター
38	少年相談 相談者の来所及び電話での相談活動事業	毎週火曜日に相談日を開設し、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整を行います。	少年育成センター
39	情報モラル啓発事業	ゲーム依存や有害サイト等に代表されるネットトラブル防止に対する意識を高めるため、啓発活動を実施します。	少年育成センター
40	教育支援センター (ポポラ)	不登校児童の生活支援や保護者の相談等の活動を継続していくとともに、より充実した体制や環境づくりに努めます。	教育総務課

(3) 次代の親の育成

〔 現状と課題 〕

乳幼児と触れ合ったり、子どもの世話をしたりする機会のないまま親になる人の増加が指摘されています。このため、若い世代が性や妊娠、健康な生活に関する正しい知識を身につけることや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携して効果的な取組を推進することが求められています。

若者が自立して家庭を持てるよう、若者に対し子育てに伴う喜びが実感されるよう意識啓発を積極的に行います。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
41	思春期性教育	三木中1年生及び3年生を対象に、保健体育の授業の一環として、保健師・助産師が性教育の授業を行います。 (内容) ・性感染症の実態とその予防 ・自分や周囲の人を大切にすることについて、男女の体の違いや発達について説明し、子ども達が自分自身の体と成長について知る機会として授業を行います。	こども課
42	プレコンセプションケア	将来の妊娠を考えながら、若い男女が自分たちの生活や健康に向きあい、健康管理に取り組めるよう啓発活動を推進します。	こども課
43	保育所地域活動事業 (異年齢児交流)	乳幼児と触れ合ったり、男女が協力したりすることの意義に関する教育や広報・啓発を推進します。	こども課

(4) 家庭や地域の教育力の向上

〔 現状と課題 〕

子どもを地域全体で育てるためには、学校、家庭、地域が連携して教育力を総合的に高める必要があります。

地域や関係団体等が連携し、ボランティア活動やスポーツ活動、子ども会活動等の機会を通じて、子どもが個性豊かに生きる力を伸ばせるよう支援します。公民館の社会教育施設を活用し、それぞれの子どもの発達段階に応じた学習機会の充実を図るなど、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
44	ブックスタート 家庭教育力再生事業	すくすくくらぶ（親子体験活動）を実施します。 三木町に産まれた全ての赤ちゃんに本を渡すブックスタート事業を推進します。 就学前や小学生の子どもを持つ保護者を対象として家庭教育に関する講演会を実施します。 5歳児健診における生活習慣について親子面談を実施します。	生涯学習課 こども課
45	交流・体験活動 （公民館活動事業）	安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います。	生涯学習課
46	子ども会活動	異年齢集団の中で、自然体験やものづくり（寺子屋キャンプ：高学年向け）、体力づくり（プチ逃走中：低学年向け）などを通し、子どもを健全に育む活動を推進します。	生涯学習課
47	学校体育施設開放・ スポーツ少年団育成 （三木町スポーツ少年 団活動補助）	小・中学校施設（体育館及び運動場）を一般開放し、スポーツやレクリエーション活動を推進します。	生涯学習課

4. 支援を要する子どもや家庭を支える

すべての子どもの健やかな育ちを守る上で、障がいがあることやひとり親家庭で育つこと、児童虐待や子どもの貧困問題が、成長の妨げになることがないよう、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要になることがあります。経済的な困難を和らげるための支援のみならず、相互理解を促進し、地域全体で子どもや家庭の見守りを行えるよう推進していきます。

(1) ひとり親家庭等の自立支援

〔 現状と課題 〕

親は子どもを育てる責任を担い、子育てに喜びを感じながらいきいきとした生活を営み、子どもはその愛情の中で育つことが望まれます。親がひとりで子育てや生計を担っているひとり親家庭では、子どもの養育や就業面、経済面などで様々な困難に直面し、心身ともに負担が大きい傾向にあることから、ひとり親家庭等の自立を支援する各種取組を進めていく必要があるといえます。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
48	児童扶養手当制度	ひとり親世帯の生活の安定および福祉の増進を図ることを目的としています。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護する保護者に手当を支給します。	こども課
49	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対して医療費にかかる保険診療分の自己負担額を助成することにより、健康の保持及び増進並びに生活の安定に寄与することを目的とし助成を行います。	こども課
50	ひとり親家庭学習支援教室	ひとり親家庭の小学生から中学3年生までを対象に学習支援等を行う教室を月2回開催し、学習の習慣を身につけるとともに、他者との交流を通じ健全な発育を促します。	こども課

(2) 障がいのある子どもがいる家庭への支援

〔 現状と課題 〕

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

そのためには、公的サービスの充実もさることながら、住民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。障がいがあるために、他の様々な能力を発揮する機会が妨げられないよう、療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

本町においても、LD（学習症）、ADHD（注意欠如多動症）、自閉スペクトラム症など、対象となる児童生徒が増加傾向にあり、また、対象となる障がい種別が多様化、複雑化している状況にあります。それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

〔 今後の取組 〕

N0.	事業名	取組内容	担当課
51	障がい児保育支援	障がい児の健全な発達を支援し、保育所における自立支援を行います。	こども課
52	三木町立小中学校等バリアフリー計画	障がいの特性に応じた配慮を行い、誰もが教育を受けられる環境の整備に努めます。	教育総務課
53	特別支援講師等の配置	幼稚園、小中学校において特別支援講師等の配置を行うことにより園、学校生活の充実を図ります。	教育総務課
54	児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	福祉介護課
55	放課後等デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	福祉介護課
56	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	福祉介護課

N0.	事業名	取組内容	担当課
57	障害児相談支援	障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行います。	福祉介護課
58	障害福祉サービス等	居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等の支援を行います	福祉介護課
59	児童発達支援センター機能強化事業	児童発達支援センターの地域の中核的役割や機能強化を図ることにより、地域における障がい児支援の質の向上や、発達が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、障がい児等への支援やインクルージョンの推進等、地域における障がい児やその家族への支援体制の強化を行います。	福祉介護課

(3) 児童虐待等防止対策の推進

〔 現状と課題 〕

虐待は、身体的自由だけでなく子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害です。また、近年では、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーに関しても、子どもの健やかな成長・発達に影響を及ぼす社会問題となっています。

虐待等は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため、行政が把握できているのはそのごく一部である可能性もあります。

虐待等の未然防止、早期発見を中心に積極的な取組が求められています。

〔 今後の取組 〕

N0.	事業名	取組内容	担当課
60	子ども家庭総合支援拠点	児童虐待等防止を目的に、相談の充実、児童の安全確認の体制化、住民への啓発活動等による住民の定着を図り、児童の健全な育成につなげます。 また、児童家庭相談員（専門職）を配置し、家庭の関係機関との情報連携を図り、切れ目のない支援に努めます。 令和9年度までには、「こども家庭センター」へ移行し体制を強化します。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

(4) 子どもの貧困対策の推進

〔 現状と課題 〕

平成 25 年に成立した「生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義しています。

生活の困窮がそのまま子どもの育ちのゆがみにつながるわけではありませんが、生活困窮者の多くが社会から孤立していたり、様々な課題を複合的に抱えていたりしています。また、生活の困窮はネグレクト等の遠因になる可能性もあるため、慎重かつ適切な対応が求められます。

〔 今後の取組 〕

N0.	事業名	取組内容	担当課
61	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭及び寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するため福祉資金の貸付制度の案内を行います。	こども課
62	就学援助制度	学校教育法により、経済的な理由等で就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して義務教育を円滑に受けることができるよう、必要な援助を行います。	教育総務課

5. 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

女性の社会進出が進む中、仕事と子育ての両立に不安を抱く人が多くいます。理由は「夫の協力を得づらい」「待機児童問題」などさまざまですが、不安を取り除くため、利用者のニーズを踏まえた保育のサービスの充実を一層図るとともに、親同士の交流の場の確保、子育ての情報提供のほか、地域で子育てを見まもる枠組み作りを推進していきます。

(1) 子育て支援サービスの充実

〔 現状と課題 〕

子どもの発達や健康の状態はそれぞれ異なり、また、保護者の価値観や子育て家庭の生活スタイルも多様化しています。このような背景を踏まえれば、子育て家庭におけるニーズは子どもの数だけあるともいえます。

今後ますます複雑化、多様化する子育てニーズに対応するためには、既存のサービスに子どもや子育て家庭を当てはめるという考え方ではなく、そのニーズを個別に汲み取り、そのニーズに応えるために地域全体で子育てを行うという考え方に転換していく必要があります。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
63	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	共働き家庭等の小学校1年生から6年生までの児童を対象に放課後から午後6時30分まで、遊びを主とする健全育成活動を実施します。 令和4年度より運営を民間委託し、民間活力を利用した、より良質なサービスの提供を図ります。	こども課
64	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	児童を養育している家庭の保護者が疾病や就労等により、家庭における児童養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	こども課
65	一時預かり事業	日常生活上の突発的な事情により、一時的に家庭での保育が困難となった場合等において、乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行います。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

NO.	事業名	取組内容	担当課
66	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等に通っていない家庭の子ども(生後6か月～3歳児未満)を保育所等の施設で預かりを行うことで、家庭とは異なる経験や集団生活の機会を経て子どもの成長を促します。	こども課
67	病児保育事業	子どもが病気または病気回復期の際に、保護者の就労等の理由により、家庭保育や集団保育が困難な場合、病院内の施設において、保育を実施します。 保育所等に通所している子どもが、保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、一時的に保育します。	こども課
68	通常保育事業	保育所において、保育を必要とする乳幼児を預かり、保育を実施します。	こども課
69	延長保育促進事業	保育所において勤務時間等の関係で閉所時間までに子どもを迎えに来られない保護者のために、閉所時間を過ぎての子どもの預かりを実施します。	こども課
70	子育てホームヘルプサービス事業(子育て世帯訪問支援事業)	一時的に手助けが必要な妊婦及び3歳未満の子どもを養育する保護者を対象に、子育てホームヘルパーを派遣し家事援助を行います。	こども課
71	愛育会	愛育会行事として、親子体操・レクリエーションを企画・実施します。	こども課
72	外国人ママボランティア事業	日本語が話せない外国人ママが、町の健診・相談・訪問等を利用する際、外国人ママボランティアに通訳支援を依頼します。	こども課
73	使用済み紙おむつ処分事業	町内の私立保育所等に通園する3歳児未満児の使用済み紙おむつの処分補助を行っています。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

NO.	事業名	取組内容	担当課
74 再掲	就学前教育・保育施設整備事業費補助事業	私立保育所等の保育の提供体制の確保をするため、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備します。	こども課
75	保育サービスの充実	育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するため、こども園の移行に伴い、サービスの統一、充実に努めます。	こども課 教育総務課
76 再掲	就学前施設再編整備事業	令和4年11月に策定した「三木町就学前施設再編整備方針」に基づき、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、ししの子幼稚園・保育所の認定こども園への移行を令和9年度を目標に準備を進めます。	こども課 教育総務課
77	預り保育事業	幼稚園において保護者が就労等により保育ができない園児を対象に、教育時間外の7時30分から18時30分まで預かり保育を実施します。	教育総務課
78	未就園児学級	就園前幼児や保護者が幼稚園活動を体験することにより、不安を解消し、幼稚園に入園できるよう実施します。	教育総務課
79	香川県放課後子ども総合プラン事業 (放課後子ども教室)	安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流を行います。	生涯学習課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

(2) 子育て支援のネットワークづくり

〔 現状と課題 〕

地域における子育て支援の基盤となる地域子育て支援センター、子育てサークル、民生委員・児童委員等の社会資源の活用を図り、身近な地域で日常的な子育てを支援する体制の充実を図る必要があります。

また、子育て関連の情報を交換する子育てサークル等の活動の場づくりを進めるとともに、子育てサークル相互の交流やネットワークの形成を促進し、子育てをしている母親等の子育て不安の解消を図っていく必要があります。

〔 今後の取組 〕

N0.	事業名	取組内容	担当課
80	子育て支援関係者会議	保育所・幼稚園のスタッフや保健師等の子育て支援関係者を対象に、子育てに関する講話やケース検討会を実施します。	こども課
81	地域子育て支援拠点事業	育ちの部屋（氷上こども園）、すくすくルーム（砂入保育園）において、親と子、また子ども同士のふれあいの場を設け、子育てについての援助や助言を行います。	こども課
82	利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	こども課

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

〔 現状と課題 〕

近年、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まり、以前に比べれば、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担うことも増えており、社会状況も変化しつつあります。

しかし、まだ十分に「ワーク・ライフ・バランス」が取れていない場合もあり、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。女性の就労しやすい環境づくりと併せて、男性の長時間労働の適正化、育児休業の取得など「働き方の見直し」に向けた啓発や取組を進めていくことも必要です。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
83	男女共同参画の推進	男女共同参画プランを策定し、男性を含めた子育て意識の啓発を推進します。	人権推進課
84	両親学級	出産や子育てに関する情報提供や赤ちゃんのお世話(沐浴等)の手技を習う機会を設け、男性の育児家事参加の重要性も情報発信し、家庭内の子育て環境の充実を図ります。	こども課
85 再掲	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	共働き家庭等の小学校1年生から6年生までの児童を対象に放課後から午後6時30分まで、遊びを主とする健全育成活動を実施します。 令和4年度より運営を民間委託し、民間活力を利用した、より良質なサービスの提供を図ります。	こども課
86 再掲	一時預かり事業	日常生活上の突発的な事情により、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行います。	こども課
87 再掲	延長保育促進事業	保育所において勤務時間等の関係で閉所時間までに子どもを迎えに来られない保護者のために、閉所時間を過ぎての子どもの預かりを実施します。	こども課
88 再掲	預かり保育事業	幼稚園において保護者が就労等により保育ができない園児を対象に、教育時間外の7時30分から18時30分まで預かり保育を実施します。	教育総務課

(4) 子育て家庭への経済的支援の充実

〔 現状と課題 〕

子育てに要する経費は年々増加しており、子育て家庭の可処分所得を圧迫しています。

出産、子育てにかかる費用については、本来家庭が負担すべきものですが、子どもたちは次代の担い手であり、その子育てコストへの支援については、家庭と社会の役割分担を考慮しながら、医療費、教育費等の経済的支援策を推進することが求められています。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
89	児童手当	0歳から18歳までの子どもを養育する親に児童手当を交付します。	こども課
90	子育て支援券	子どもを養育する世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として、出生時に町内店舗にて使用できる子育て支援券を保護者に対し交付します。	こども課
91	出産・子育て応援金	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、経済的支援として、妊娠届出後に出産応援金を、出生届出（赤ちゃん訪問）後に子育て応援金を支給します。	こども課
92	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産育児一時金として支給します。	住民健康課
93 再掲	就学援助制度	学校教育法により、経済的な理由等で就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して義務教育を円滑に受けることができるよう、必要な援助を行います。	教育総務課